平成２４年（フ）第７９号
北海道中川郡幕別町札内北栄町53番地の７
債務者　野々村尚美
１　決定年月日時　平成24年４月11日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第８１号
北海道帯広市西18条北１丁目12番地　アルファハイツ１－２Ｆ
債務者　竹山　幸司
１　決定年月日時　平成24年４月11日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第８２号
北海道帯広市西18条北１丁目12番地　アルファハイツ１－２Ｆ
債務者　竹山　敬子
１　決定年月日時　平成24年４月11日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第８４号
北海道帯広市西17条北２丁目54番６号
債務者　大森　愛子
１　決定年月日時　平成24年４月11日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第３４９号
東京都稲城市東長沼129番地の28
債務者　竹内　良介
１　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月14日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２７号
長崎県佐世保市吉井町立石16番地２
債務者　小田敬子こと　任　　敬子
１　決定年月日時　平成24年４月４日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月８日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第４４号
長崎県佐世保市下本山町307番地３　ＮＯ１、旧住所長崎県佐世保市上本山町808番地４
べるずホーム201－２
債務者　中田さおり
１　決定年月日時　平成24年４月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月８日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１０７号
静岡県菊川市下平川790番地の１　サンビレッチＢ102号室、外国人登録原票上の住所静岡県菊川市嶺田343番地の５
債務者　山田マサヒコこと　ヤマダ　マサヒコ
１　決定年月日時　平成24年４月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第６７号
愛知県豊橋市石巻町字野田18番地　８―301、従前の住所愛知県豊橋市王ヶ崎町字上原１番地の18　６―101
債務者　金藤　賢大
１　決定年月日時　平成24年４月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月18日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第６８号
愛知県豊川市伊奈町並松60番地　プチメゾンベル・プレ101号
債務者　朽名　春久
１　決定年月日時　平成24年４月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月18日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第１８０３８号
東京都中央区日本橋小伝馬町６番地13
破産者　アーバンプランニング株式会社
１　決定年月日　平成24年４月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８０３９号
東京都中央区日本橋蛎殻町２－５－８　シャンポール日本橋408、住民票上の住所東京都品川区小山６丁目11－９　西小山共同ビル
破産者　林　　暢克
１　決定年月日　平成24年４月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８０４０号
埼玉県さいたま市南区別所３―16―11―302、商業登記簿上の本店所在地埼玉県戸田市本町１丁目21番13号
破産者　株式会社環建築コンサルタント
１　決定年月日　平成24年４月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８０４９号
東京都中央区勝どき２丁目６－７―102
破産者　城野　博勝
１　決定年月日　平成24年４月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８０５０号
東京都世田谷区北沢５丁目19―３、開始決定時の住所東京都新宿区四谷４丁目25―803
破産者　大竹　良子（旧姓城野）
１　決定年月日　平成24年４月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８０５１号
東京都品川区小山３丁目23番13号　アクトフォルム武蔵小山1001号室
破産者　インターナショナル・システム・ソリューション株式会社
１　決定年月日　平成24年４月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８０５２号
東京都品川区平塚３丁目12―３　大橋方Ａ号室
破産者　森田　　茂
１　決定年月日　平成24年４月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部